

## 第五十九回 帝國議院

## 國立公園法案委員會議錄(速記)第一回

付託議案  
國立公園法案(政府提出)

昭和六年二月二十八日(土曜日)午前十時三十六分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 八木 達郎君

理事 信太儀右衛門君

理事 榎部 荒熊君

理事 青木 精一君

理事 岩本 武助君

高橋元四郎君

矢野庄太郎君

百瀬 渡君

今堀辰三郎君

崎山 武夫君

前田卯之助君

志波安一郎君

中田 駿郎君

山下 谷次君

同月二十六日委員林七六君辭任ニ付其ノ補闕トシテ山下谷次君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

内務政務次官 齋藤 隆夫君

内務參與官 一宮房治郎君

内務省衛生局長 赤木 朝治君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

○八木委員長 ソレデハ是ヨリ開會致シマス

○齋藤政府委員 本法提出ノ理由ハ先

日ノ本會議場ニ於キマシテ、内務大臣

カラシテ、相當詳シク説明シテ置カレマシタカラ、其點ニ付キマシテ別ニ附加ヘル必要ハナイト思ヒマス、唯此機会ニ於キマシテ、國立公園設置ノ緊要ナル理由ニ付キマシテ、大體政府ノ所見ヲ述ベテ置キタイト思ヒマス、御承知ノ如ク都市農村ニ於ケル日常生活ノ單調ナル生活ヲ脱シテ、天然ノ大風景地ニ於キマシテ、心身ノ休養ヲ圖リ、或ハ稀有ナル風景ニ接シテ靈感ヲ感ジ、進ンデハ野外ノ日光大氣ニ浴シ、運動ニ依ツテ身體ヲ鍛錬シ、健康ノ増進ヲ行ヒマスルコトハ、現代文明國ニ共通シタル國民的要望デアルノデアリマス、而シテ既ニ我國々立公園候補地中ニタリ、國民的要望デアルノデアリマス、第一ニハ國立公園ノ施設經營ハ地方の利害ヲ超越致シマシテ、國家的見地ニ於テ行フ必要アルコトヲ認メルノデアリマス

第三ニハ國立公園ノ地域ハ廣大デゴハ、此種ノ旺盛ナル利用ヲ見マシテ、一箇所ニシテ一箇年ノ探勝者數ハ數十萬乃至二百萬ニ達スルモノガアルノデアリマス、候補地全體ノ探勝者數ハ六百萬ヲ超エル見込デアリマス、國民ノ保健、休養、教化ニ適スル風景地中特ニ其風景並ニ保健的素質ノ傑出シタルモノハ國家ノ至寶トシテ保護シ、永遠ニ亘ツテ國民ノ利用ニ供スルト共ニ、其自然ノ恩恵ヲ普ク外客ニ均霑セシメモシテ、國際親善及ビ國際貸借ノ改善上ニモ資セシムルヤウニ、理想的ノ開

マス、然ルニ幸ニシテ國立公園ノ地域ハ主トシテ山岳地方デゴザイマシテ、ナク、而モ是ガアリマスル場合ニ於キマシテモ、或ル程度マデハ林業、牧畜、水產等ト協調シ得ルコトガ出來ル見込デアリマス、加フルニ國立公園ハ風景ヲ資源トスル一種ノ產業デゴザイマシテ、所謂「ツーリスト・インダストリー」是ハ近時各國競ウテ發展ニ努メツツアルノデアリマス、我國ハ夙ニ世界的風景國トシテ定評ガアリマシテ、現

國父ハ道府縣、會社、個人等ニ於キマシテ相當施設ヲ行フテ參リマシテ、尙ホ年々ト補充ヲ圖ラントシツ、アルノアリマス、是ハ今次官ヨリ仰シヤイマデアリマス、此種ノ事業ヲシテ、國家シタ通リニ、協調ヲ圖ッテヤルト云フ永遠ノ理想ニ反セザルヤウ遂行セシメスル爲ニハ、一日モ速ニ國立公園ノ根本制度ヲ定メマシテ、基本計畫ヲ樹立、官民ヲシテ適從スル所ヲ知ラシムルノ必要ガアルノデアリマス、是ガ國立公園設置ガ今日緊要ニ迫テ居ル理由デアリマスルカラシテ、左様ニ御承知ヲ願ヒマス。

尙ホ是ニ關シマスル御質問ニ對シマシテハ、其時々政府委員ヲシテ答辯セシムルコトニ致シマス、大體以上ノ理公園ノ積極的施設ニ依リマシテ、更ニ萬圓ニ達シマシテ、國際貸借上重要ナル項目ト見ラレテ居リマス、今後國立公園ノ增加スルコトハ、決シテ至難ノ業デハナイト思ヒマス、サスレバ國立公園ノ事業ノ生命トモナルベキ風景保護ノ爲ニ、產業上最小限度ノ犠牲ヲ拂フ場合ガアリマシテモ、國民經濟上ノ全面的見地ヨリシマシタナラバ、何等不都合ハナイモノデアルト思フノデアリマス。

要スルニ國立公園ノ地域ノ如キ、產業上サシタル價値ナキ土地ハ、之ヲ風景資源トシテ利用スベキ地域トシテ之ヲ保留シマスルコトハ、國土計畫上最モ妥當ナリト信ズルノデアリマス、最後ニ本法國立公園候補地中ニハ、既ニ

國父ハ道府縣、會社、個人等ニ於キマシテ相當施設ヲ行フテ參リマシテ、尙ホ年々ト補充ヲ圖ラントシツ、アルノアリマス、是ハ今次官ヨリ仰シヤイマデアリマス、此種ノ事業ヲシテ、國家シタ通リニ、協調ヲ圖ッテヤルト云フ永遠ノ理想ニ反セザルヤウ遂行セシメスル爲ニハ、一日モ速ニ國立公園ノ根本制度ヲ定メマシテ、基本計畫ヲ樹立、官民ヲシテ適從スル所ヲ知ラシムルノ必要ガアルノデアリマス、是ガ國立公園設置ガ今日緊要ニ迫テ居ル理由デアリマスルカラシテ、左様ニ御承知ヲ願ヒマス。

尙ホ是ニ關シマスル御質問ニ對シマシテハ、其時々政府委員ヲシテ答辯セシムルコトニ致シマス、大體以上ノ理公園ノ增加スルコトハ、決シテ至難ノ業デハナイト思ヒマス、サスレバ國立公園ノ事業ノ生命トモナルベキ風景保護ノ爲ニ、產業上最小限度ノ犠牲ヲ拂フ場合ガアリマシテモ、國民經濟上ノ全面的見地ヨリシマシタナラバ、何等不都合ハナイモノデアルト思フノデアリマス。

○志波委員 御尋致シマス、本案ノ第一條ニ「國立公園ハ國立公園委員會ノ意見ヲ聽キ區域ヲ定メ主務大臣之ヲ指定ス」ト云フヤウナコトガ書イテアリ、指定期間内ニ付キマシテ、官、公、私共ニ色々ノ事業ヲ是マデヤッテ居ル場所ガ多イノデアリマス、殊ニ官有地ガ多イ爲ニ、官ノ方ノ交渉ガ多イダラウト思フ、是等ニ對シマシテハ今マデ事業ヲヤッテ居ルモノ、若クハヤラントシテ居ルモノニ對シテ、地域ヲ指定サレタ後ニ於キマシテ、大ナコトヲ豫期致シテ居リマスノデ、是ナコト居リマス、又此公園ト云フノメナケレバナラヌ、小サイ市街地ノ公園ト違ヒマシテ、大規模ニナツテ來ルガ、大規模ニナレバナル程詰リ農林省アタリトハ利害ヲ異ニシテ參リマスル、是等ニ對シマシテ何等カ此國立公園ガ指定サレタ曉ニハ、相當ノ特權ヲ持タセルト云フコトニ付テノ考ハナイカドウカ、又事實問題トシテ左様ナコロガアルカモ知レマセヌケレドモ、御答ガアルカモ知レマセヌケレドモ、

イ地域ノ内特ニ一定ノ地域ヲ限定致シ  
マシテ、此法案ノ上デハ之ヲ特別地域  
ト稱シテ居リマスルガ、一定ノ特別地  
域ト云フモノヲ設定致シマシテ、其地  
域ニハ特ニ厚イ保護ヲ加ヘマシテ、天  
然ノ風景ヲ維持シテ行クト云フ必要ガ  
アル所ニ付キマシテハ特ニ強イ制限ヲ  
加ヘル、斯ウ云フ趣旨ニナッテ居ルノ  
デアリマス、ソレ等ノ地域ハ大體ニ於  
キマシテ所謂産業上ニ利用サレルコト  
ハドチラカト申シマスレバ少イ所デ  
アルノデアリマス、尤モ特別地域内ニ  
モ、例へバ森林トシテ之ヲ利用シナケ  
レバナラナイ、或ハ其他産業上利用ノ  
必要ナコトモゴザイマスガ、是等ノ產  
業上ノ利用ハ、假令特別地域ニナリマ  
シテモ成ベク其利用ハ之ヲ妨グナナイ  
ヤウニ、其方法ヲ制限致シマシテ、國  
立公園ノ目的トシテ居リマス風致ノ維  
持ト云フコト、相調和セシメテ、産業  
上ノ利用ヲ圖ル、斯ウ云フヤウナ趣旨  
ニナッテ居リマスルノデ、其調和ヲ圖  
リマス爲ニ特別地域内ニ於テハ、一定  
ノ行爲ヲ爲ス者ニ對シマシテ許可ヲ受ケ  
シムルト云フヤウナコトハ甚ダ複雜デ  
ソレカラ特別地域外ノ所謂公園ノ廣イ  
區域ニ於キマシテハ、總テ許可ヲ受ケ  
ノデ、其地域ニ於キマシテハ一定ノ行

爲ヲ爲サントスル者ニ届出ヲ致サシ  
メ、其届出ニ依ツテ果シテ如何ナル影  
響ガアルカト云フコトヲ認定致シマシ  
テ、場合ニ依ツテハ之ニ對シマシテ相當  
ノ處置ヲ命ジ、或ハ制限ヲ加ヘルト云  
フ權限ヲ留保致シテ置キマシテ、國立  
公園トシテノ目的ヲ達成スルコトガ出  
來ルヤウニ致シタイ、斯様ナ組立ニ致  
シテ居ルノデアリマス、隨テ是等ノ許  
可ヲ致シ、或ハ禁止、制限ヲスルト云  
フコトニ依リマシテ、公園ノ風致ヲ破  
壊致サレナイヤウニ努メル積リデゴザ  
イマス、サウシテ一方ニハ之ニ依ツテ  
公園ノ風致維持及ビ其利用等ヲ圖リマ  
スルト共ニ、又産業上ニモ成ベク支障  
ヲ來サナイヤウニ計畫ヲ立て、行ク、  
斯ウ云フ組立ニ致シテアリマス、左様  
御承知ヲ願ヒマス

規定致シテ居リマス事ハ、此法律ニ依ツ  
テ羈束サレルノデアリマス、同時ニ又  
其國立公園ノ地域ニ於キマシテ、例ヘ  
バ森林ガゴザイマスレバ、森林法其他  
ノ法律ノ行ハレルコトヲ認メテ居ルノ  
デアリマスカラ、森林ハ森林法ニ依ツテ  
之ヲ行ツテ往クト云フコトニナリマス、  
サウシテ例ヘバ森林ニ付テ申シマスレ  
バ、森林ハ一定ノ施業案ヲ立テマシテ、  
其施業案ニ依テ森林ヲ經營シテ行クト  
云フコトニナリマスレバ、其施業案通  
リ行ツテ、風致ノ保護ト云フコトニ支  
障アリヤナシヤト云フコトヲ、公園ノ  
主管廳タル内務省ガ見テ、支障ナシト  
基イテ森林ヲ經營致シテ參リマス、斯  
様ニ致シテ參リマスノデ、其間十分協  
調ハ取り得ルコト、存ジマス

ルト云フノデ場所ヲ開クト假定シマス、其外人居住地ヲ設定スル事業ト、植林ノ施業案トハ利害ヲ異ニスル、其山ノ樹ヲ伐ツテシマッテ其處ニ街ヲ造ラウ、「ホテル」デモ建テヤウト云フト、ソレハイケナイ、吾々ノ施業案ノ方針ニ背クカラト言ハレルコトガチヨイノアルノデアルノデアリマス、サウ云フ場合ニ對シテ主務大臣ガ之ヲ拘束スルダケノ力ヲ持ツテ居ルカ否ヤ、又此法ニ依ツテ持タセル必要ハナイカト云フノガ私ノ質問デアリマス

ニ、双方協調シテヤルト云フコトニナ  
ツテ居リマス、是等ノ計畫ヲ立テマスル  
爲ニ、例ヘバ此國立公園ノ委員會等ノ  
組織ニ付キマシテモ、農林省カラモ委  
員ガ出テ居リマシテ、御互ニ協調シテ  
ヤツテ居リマスノデ、只今ノヤウナ御  
心配ハ起ラナイヤウニ行クコト、思  
テ居リマス、其他各種ノ細目ニ互リマ  
シテ、例ヘバ農林省トノ關係、或ハ文  
部省ノ史蹟名勝天然記念物ニ關スル關  
係等、色々密接ナ關係ガゴザイマシテ、  
實際問題トシテ故障ガゴザイマスカ  
ラ、ソレ等ノ點ニ對シマシテハ現ニ各  
事項ニ付テ詳細ニ兩省ノ間ニ合セラ  
致シテ居リマス、將來斯ノ如キ場合ニ  
ハ斯様ニ致スト云フコトヲ具體的ニ覺  
書ノ交換ヲ致シテ居ルノデアリマス、  
ソレニ依ツテ萬事支障ナク行ク見込デ  
ゴザイマス。

○志波委員　區域ヲ指定シテシマッテ  
カラ計畫ガ出來ルノデス、サウシテ實  
地ニ著手スルノデスカラ、區域ハ指定  
シタ、今ノ計畫ヲ立テル場合ニ協調ヲ  
圖ツテ云フヤウナコトデ協調ガ成立ツ  
テコソ宜イガ、協調ガ成立タナイ場合  
ハ大キナ區域デアリナガラ、實ハ縮小  
設ヲ加ヘルト云フコトガ不可能ニ陷  
ル、ダカラシテ其特別地域ダケナリト  
モ公園ハ公園經營者ノ意ノ通リニ、他  
テ居リマス、先刻言フ通りチヨットシ  
テ居リマス、其特別地域内ニ於テハ  
シテ私ノ縣アタリデハ縣立公園ヲ持  
テ居リマス、裁判ヲ起シタヤ  
タコトカラ喧嘩ヲシテ裁判ヲ起シタヤ  
ナイノデスカ、其特別地域内ニ於テハ  
經營者ノ意思通リニ實行出來ルヤウニ  
出來マセヌカ

○赤木政府委員　御話ノコトハ御尤ト  
存ズルノデアリマスガ、是ハ縣ノ公園  
ト違ヒマシテ國立公園デゴザイマシ  
テ、内務省ト農林省關係ト云フコトニ  
ナツテ居リマスノデ、其點ハ餘程問題  
ガ解決シ易イコト、存ズルノデアリマ  
ス、是ハ先づ第一國立公園ノ地域ヲ決  
定致シマス、ソレデ國立公園ノ區域全  
體ヲ決定致シマス際ニモ、或ハ特別地  
域ト云フモノヲ設定致シマス際ニモ、  
或ハ森林ノ取扱上必要ナル施設計畫ヲ  
立テマス際ニモ、其區域内ノ國有林野  
ニ關係アルモノニ付キマシテハ、國立  
公園委員會ニ付議スルヤウニ、是ハ兩  
省ニ關係ガゴザイマスノデ、兩省デ協  
議ヲ致シタ上、區域ヲ決定致スコトニ  
ナツテ居リマスカラ、兩省ノ決定ニ依  
テ地城ヲ指定サレ、又區域ガキマルト  
云フコトニナツテ居リマスノデ、國立  
公園地域ト致シテ決定致セバ、萬事兩  
方協調シテ解決ガ出來ルト云フヤウナ

ノ第三者ガ之ニ服從スルヤウナ方法ヲ  
講ジテ置ク必要ハナイカ、實際問題ト  
シテ私ノ縣アタリデハ縣立公園ヲ持  
テ居リマス、先刻言フ通りチヨットシ  
テ居リマス、御互ニ協調シテモ同ジデ  
マスケレドモ、幾ラ繰返シテモ同ジデ  
スカラ、次ノ質問ニ移リマス

此豫定地ハ十四箇所ニナツテ、日本  
公園候補地ガキマツテ居ルヤウデアリ  
マス、是ハ委員會デ決定シマシテ、サ  
ウシテ主務大臣ガ十六箇所ノ内幾許カ  
ト認メントシマスト、其認メタ全部ヲ  
一時ニ事業ニ着手サレルノデアリマス  
カ、或ハ一ツ宛カ幾ツ宛カト云フ風ナ  
カ、經濟ノ狀態ニ於テヤツテ行カレル  
カ、ドウカ御伺致シマス。

○一宮政府委員　十六箇所ノ候補地ト  
云フモノヲ内務省ニ於テ調査ヲ致シタ  
ノデアリマスケレドモ、此十六箇所ト  
云フモノハ國立公園トシテ決定シテ居  
ル譯デモナシ、又必ズ決定スペキ土地  
デアルトシテ調査ヲヤッタノデハナイ  
モ、亦自然ノ景勝ノ上カラ見マシテモ、  
是等ノ土地ノ分布ノ上カラ見マシテモ、  
マシテ、國立公園ノ候補地トシテ最モ  
有望ノ土地デアルト云フコトハ申上げ  
ラレルノデアリマス、而シテ直チニ澤  
山ノ國立公園ヲ指定スルヤ否ヤト云フ  
コトニ付キマシテハ、是ハ財政ノ關係  
其他ニ依リマシテ、今日ニ於テハ何ト  
モ申上げ兼ネルノデアリマス

○志波委員　私ハ必ズシモ此十六ノ中  
カラ御採リニナルト云フ意見デモナイ  
ノデス、探ラレルモノダト唯推測ヲシ

テ居ル、是カラ探ラレヤウト十六以外  
カラ探ラレヤウト、探ルト云フコトニ  
付テハ觀念ヲ持ツテノ思立デアラウト  
思フ、デスカラ探ラレルニ付テハ大體  
指定サレタモノハ全部直チニ著手ス  
ル、或ハ日本ノ國情ガ許サナイ、財政  
狀態ガ許サナイカラサウハイカヌト云  
フ考ヲ御持チニナツテノコトカト云フ  
コトヲ承リタイ

○一宮政府委員 今日ノ財政状態ニ於キマシテ、直チニ十六或ハ十七ノ地方ヲ國立公園トシテ指定スルト云フコトハ困難デアラウト思フノデアリマス、唯國立公園委員會が出來マシテ其國立公園委員會ニ於テ國立公園計畫ト云フモノガ只今衛生局長カラ申サレマシタルガ如ク出來ルノデアリマス、其國立公園計畫ガ如何ニ計畫サレルカト云フコトニ依ツテ國費ノ需要モキマルコトデアッテ、其計畫如何ニ依ツテ財政計畫モキマルノデアリマスカラ、其計畫ノ成立ヲ見マシテ、サウシテ財政状態ヲ考慮シテ國立公園ヲ決定スルヨリ外ハナイノデアリマスカラシテ、今日カラドレ程ノ國立公園ヲ指定スル積リデアルト云フコトハ申上ゲ兼ネルノデアリマス

○志波委員 サウ云フコトデハナイカ  
ト思フテ御尋シテ居ルノデスガ、財政  
状態カラ見テモ、今日多數指定スルト

云フコトハ出來ナイト云フ御意見デア  
ル、又計畫ヲ立テル場合ニハ財政ハ示  
サナイデ、唯専門家ノ人達ガ寄ッテ研  
究シタ結果、是々ガ指定スベキモノデ  
アルト云フコトヲ言フタ場合ニ、内務  
大臣ガ、財政状態ヲ考ヘテ、其中カラ  
幾ツカヲ採ルト云フコトニナルノデア  
リマス、ケレドモ吾々常識デ考ヘテ見  
マシテ、今日ノ此財政ノ現狀カラ直チ  
ニ來年度カラデモ施設スルト云フコト  
ノ確信ヲ御持チニナルカ否ヤト云フコ  
トヲ御尋シテ見タイト思フノデ斯ケレ  
ドモ、今ノヤウナ御話ナラバ、ドウモ  
是ハ此儘デ放ツテ置カレルノデハナイ  
カト云フ疑モ起ルノデス、指定シタ儘  
事業ニハ著手シナイデ、サウシテ候補  
地ハ十六モ出シテ、十六ノ中カラ採ル  
ト云フノデハ、國民ハ必ズサウ取リマ  
ス、吾々モ此中カラ採ラレルモノダト  
云フコトヲ人間デスカラ同ジヤウニ考  
ヘル、何處カラ採ラレテモ構ヒマセヌ  
ケレドモ、指定サレテモ出來ナイノデ  
ハナイカト云フ考ヲ起ス、今ノ状態デ  
ハト仰シヤル言葉ガ、十六モ茲ニ並ベ  
テ見ルケレドモ、到底出來ベキモノノデ  
ハナイノデハナイカト吾々ハ推測ス  
ル、内務大臣ガ本會議ニ於テ此趣旨ヲ  
辯明サレテ居ル通リニ、詰リ「數箇所  
ノ候補地ニテハ政府ノ統制アル對策ヲ  
待切レナイデ、其地元ニ於テ漫然ト種

シテ地方ニ臨マナケレバ、他日國立公園ノ計畫事業ニ支障扞格ヲ招來スルノ虞ガアリマス」候補サレタルモノヲ放ツテ置イタラ、大自然ヲ壞ハサレタリスル虞ガアルト云フノデ、非常ニ急イデ茲ニ提案サレテ居ル、提案ノ趣旨ニ左様ニ急イデ居ラレルト云フコトナラバ、政府トシテモ幾ラカハ直チニ來年度カラデモ本年度カラデモ著手シ得ルト云フ元氣ガナケレバ、唯單ニ委員會デ決定シテ、其決定ノ結果如何様ニナラウトモ、國ノ財政ヲ考慮シテ之ヲ採用スルカ否ヤハ今日ハ疑問デアルト云フ御答辯デハ、之ヲ急ガレタ理由ガ其結論ニ於テハ、幽靈見タヤウニスボット抜ケテ居ルヤウナ氣ガスルノデス、モウ少シ力アル御答辯ガ欲シイ

風景ヲ毀損スルノ虞ガアル、故ニ今日  
此法案ヲ提出致スノダト云フコトデア  
リマシテ、速ニ本案ヲ提出シナケレバ  
ナラヌト云フ理由ハ其處ニモ一ツ存ス  
ルノデアリマス、只今モ申シマシタル  
ガ如ク、此天然ノ大風景ト云フモノハ  
掛替ノナイモノデアリマシテ、若シ是  
ガ一度損害セラレル場合ニ於テハ、再  
ビ之ヲ回復スルコトガ出來ナイ、又他  
ニ代ルベキ其風景ヲ求メルコトモ出來  
ナイノデアリマスカラシテ、產業ノ發  
達ニ依リマシテ自然ノ大風景ガ壞ハサ  
レテ行クト云フコトヲ防グト云フ必要  
ニ於テモ、國立公園法ヲ提出シナケレ  
バナラヌ一ツノ重大ナル理由ガアルノ  
デアリマス、又國立公園法ヲ提出シテ、  
サウシテ財政ノ都合デ指定スルト云フ  
ヤウナコトデハ、實ニアヤフヤデアル  
カラシテ、或ハ指定シナイノデハナイ  
カト云フヤウナ意味ニ志波君ハ御取リ  
ニナツテ居リマスケレドモ、當局ノ考ト  
致シマシテハ、サウ云フ考ハ全然ナイ  
ノデス、此大計畫ヲ樹テマスルガ爲ニ  
ハ、少クトモ數箇月ノ期間ヲ要スルノ  
デアリマス、故ニ若シ諸君ノ御協贊ヲ  
得テ本法ガ法律トナリマスルナラバ、  
此國立公園計畫等ニ關シテ朝野ノ知識  
經驗家ヲ集メテ、是ガ準備ヲ致シマス  
ガ爲ニモ數箇月ヲ要スルノデアリマシ  
テ、現在政府ノ考ト致シマシテハ、若

シ此法案が通過致シマシタナラバ、六箇月位ナ期間ニ於テ此國立公園ノ計畫ヲ樹テタイト思フノデアリマス、而シテ其國立公園計畫ニ依ツテ地域ノ指定ヲ致シマシテ、昭和七年度位カラ其施行ニ當リタイト云フ考ヲ持ツテ居ルノデアリマス、而シテ此國立公園ヲ理想的ニ施設シマスルガ爲ニハ、相當ナル經費ヲ要スルノデアリマスケレドモ、只今志波君モ御話ニナリマシタルガ如ク、此日本ノ自然ノ風景ヲ公園トシテ保存シタイト云フ計畫ハ、長崎縣邊リニ於テモアリマスシ、其他各所ニ於テアルノデアリマス、ソレデ今日ノ實状ニ於キマシテモ、相當ナル施設ト云フモノガ之ニ加ヘラレテ居ルノデアリマス、其施設ノアル土地ヲ假ニ國家ガ國立公園トシテ 指定致シマスルトスルナラバ、其初年度ニ於テ直チニ多大ノ經費ヲ要スルト云フコトハナイノデアリマス、元來國立公園ト云フモノハ數十年ニ亘ツテ 施設スベキ遠大ナル計畫ノ下ニ樹テラレナケレバナラヌノデアリマス、現ニ外國ノ例ニ於キマシテモ、米國邊リニ於キマシテハ數十年ノ期間ヲ施設ニ費シテ居ル所ハ少クナイノデアリマス、國立公園ニ先づ指定シテ大自然ノ破壊セラレルコトヲ防止シ、ソレニ財政ノ状態ニ依ツテ多少ノ施設ヲ加へ、長年ノ計畫ノ下ニ年々施

設ヲ加ヘテ、サウシテ完璧ヲ期スルモノデアルカラシテ、兎ニ角其初年度ニ於テハ、財政ノ都合ト申シマシテモ、非常ナル多額ノ經費ガ要ルノデハナリ、故ニ本法ガ若シ通過致スコトニナリマスルナラバ、本年度ニ於テ其計畫ヲ樹テ、サウシテ昭和七年度ニ於テハ多少ノ國立公園ヲ決定致シ、之ニ適當ナル施設ヲ致シテ、而シテ本法ノ目的ヲ達スルコトハ決シテ困難デナイト思ヒマス、ソレガ爲ニ本法ヲ提出シタ所ニ以テアリマスルカラシテ、ドウカ右ヲ御諒承ノ上ニ御協贊アランコトヲ吾々ハ希望スルノデアリマス

ニヤラセヨウト云フコトニナル、併ナ  
ガラ地方ハ、失業救濟ノ意味ニ於テノ  
土工ハ或ハ起債ヲ許可サレルカモ知  
レナイガ、一般ニ對スル起債ハ全然許  
可サレヌコトニナッテ居ル、是ガ食フ  
ニ困ツテ居ツテ死ヌルト云フヤウナ問題  
ナラバ兎ニ角、公園ト云フソンナ不急  
ノ事業ノ爲ニ飯ガ食ヘンデナイカト云  
フヤウニ、地方デモ團體デモ、今ハ到底  
國以上ニ著手ガ出來ナイ時代デハナ  
イカト思ヒマス、地方公共團體トシテ  
ハ國デサヘサウ云フ御考ノ場合ニ、地  
方團體ニ持ツテ行ツテモ餘程困難ト思ヒ  
マス、サウ云フコトノ結果、縱令指定  
ハサレテモ實際ハ成功ガノロ／＼延ビ  
テ、幾年モ掛ツテ、物ニハナラナイダラ  
ウト云フ虞ヲ持ツノデアリマス、サウ  
デアルトスレバ、此案ヲ提出サレタ政  
府トシテハ、政府自體ガ實施シテ、國立  
公園ノ進捗ヲ圖ラレルコトガ必要デ  
ナイカト思フ、又今ノ御話デハ金ハ餘  
計要ラナイ、既ニ事業ヲヤッテ居ル公  
園ガアル、之ヲ國立公園トスルナラバ  
公園トシテハ満足デハナカラウカ、歩  
イテ行ケルモノカラ、採ツテ行ケバ、サ  
ウ經費ハ要ラナイト云フ、地方デヤ  
テ居ル所ノ國立公園ニ致シテ國立公園  
ノ名ヲ付シテ、是ハ國ガヤッタノダト  
云フヤウナ、國ト云フ、大キナモノガ  
地方ノ寄生蟲トナツテ其ノ名譽ヲ擔フ

ト云フヤウナコトデハ、到底コンナ大問題ハ解決サレルモノデハナイ、此處ニ報告シテアル十六ト云フノハ、全國民ガ非常ニ期待ヲ持ツテ居ル、持ツテ居ルニ拘ラズ、此十六ノ中ニハ全然何モ人カラ施シテアル場所ガ多イ、然ルニ其中カラ施シテナイヤウニボツツ、國ノ經濟ガ損ヲシナイヤウニボツツ、ヤツテ行クト云フコトナラバ、大部分ハ切捨テラレテ落膽スル地方バカリデアル、サウナツテ參リマスト、地方ハ斯ウシテハ居ラレナイト云フノデ、アナタ方ヲ攻メニ上京シテ、運動ガ全國カラ押掛けテ來ルコトハ目ニ見ル如クデアリマス、既ニアナタ方ノ所ニ行ツテ居ルデハアリマセヌカ、況ヤ人力ノ加ツテ居ルモノダケヲ先ニ探ツテ、施サナイモノハ後廻ニスルト云フコトニナレバ、日本全國ノ分布ノ上カラモ大變ナミ最初ハヤツテ行カウト云フヤウナ、生温イ御考デアルナラバ、吾々ハ此案ヲ提案サレテ、施設シタモノニ付テノマス、願クバサウ云フコトデナイヤウニ、全國ニ均霑ヲシテ貰ヒタイト思フノデアリマス、更ニ御注意申上ゲテ置キマスガ、今ノヤウナ御意見デアルナラバ、此中幾ツ採用サレルカ知レマセヌ、此以外ノモノカラドウ採用サレル

カ知レナイ、斯ウ云フコトヲ世間ニ知  
ラシメ、サウシテ選定スル場合ニ——  
サウデナクトモ痛クナイ腹ヲ探ラレ  
ル、是ハ九月ノ縣會議員ノ選舉ニ利用  
スルノデナカラウカ、オ前ノ地方ハド  
ウダト云フヤウナコトヲ言ハレルダ  
ケ、アナタ方モ損デアリマセウ、吾々  
ハ是ハ超黨派的ノ問題ト思ヒマスガ、  
運動ガヤツチ來マス、ヤツチ來タ時分ニ、  
入黨員ガ多クナッタノダト云フコトヲ、  
他人カラ言ハレテモ已ムヲ得ナイ、ヤ  
ルナラヤルヤウニ今ノヤウナ微溫的ニ  
工事ヲ施シタモノガアリマスカラ、金  
ハ餘リ要リマセスカラト云フヤウナコ  
トハ慎シテ貰ヒタイ、地方ニ落膽スル  
モノガ澤山アルト思ヒマス、是等ハ黨  
派的ニ取扱フト云フコトハ國家モ不利  
ト思ヒマスケレドモ、サウナツチ居リ  
マス、實際國家ノ國立公園ト云フ國ノ  
問題ハ、段々地方ノ問題ニ移リ、地方  
ノ争トナルノハ目ニ見エテ居リマス、  
九州ノ方デアレヲ採レバ四國ハ之ヲ採  
ルト云フコトニナツチ來マス、ソレ故私  
ハ是ダケヲ御注意シテ私ノ質問ヲ打切  
リマス

○一宮政府委員 少シ志波君ハ誤解ヲ  
サレテ居ルヤウニ思ヒマスカラ、一言  
申上ゲテ置キタイト思ヒマス、此國立  
公園ヲ私ノ説明ニ依ツチ、何カ政府ハ  
金ガナイカラシテ、地方ニ委シテ施設

○志波委員 私打切りマシタケレド  
モ、モウ一言申上ゲマス、先刻カラノ  
云フ名ヲ付スルノデアラウト、斯ウ云  
スルガ、サウ云フ意味ハ毛頭アリマセ  
ス、國立公園法ハ御承知ノ如ク國立公  
園ヲ指定シタル場合ニ於テハ、是ハ國  
ガ施設シ、之ヲ管理シテ行クノデアリ  
マシテ、國家ガ施設經營ヲヤルノデア  
リテ、特別ナル事情ガナイ限りニ於テ  
ハ國家デヤルノデアリマス、ソレデ只  
今志波君ガ申サレタルヤウナコトニハ  
ナツチ參ラヌノデアリマシテ、是ハ何  
等カノ誤解デアラウト思フノデアリマ  
ス、又はガ黨派的ニ利用サレルノデア  
ラウト云フ御話デアリマシタガ、實ハ  
此國立公園ハ委員會デ總テ其地域、計  
畫等モ定マルノデアリマシテ、其委員  
會ニハ關係官吏、學者、或ハ朝野ノ人  
人ヲ集メテ組織サレルノデアリマシ  
テ、ソレニ依ツテ決定スルコトニナツチ  
居ルノデアリマスルカラ、餘リ政府ノ  
自由ニモナル譯デハナイノデアリマ  
ス、第一條ニ國立公園委員會ノ意見ヲ  
聽クト云フコトニ重キヲ置イタノハ、  
ハ面白クナイト思ヒマスカラ、申上ゲ  
テ置キマス

○志波委員 私打切りマシタケレド  
モ、モウ一言申上ゲマス、先刻カラノ  
所謂是ガ超黨派的ノ問題デアルカラデ  
ハ面白クナイト思ヒマスカラ、申上ゲ  
テ置キマス

○一宮政府委員 少シ志波君ハ誤解ヲ  
サレテ居ルヤウニ思ヒマスカラ、一言  
申上ゲテ置キタイト思ヒマス、此國立  
公園ヲ私ノ説明ニ依ツチ、何カ政府ハ  
金ガナイカラシテ、地方ニ委シテ施設

○岩本委員 議事進行ニ付テ發言致  
シトヨリ、國家ガ之ヲヤルノダト云フ  
タ以上ハ積極的ニ大々的ニ相當ノ經費  
ヲ投ジテ、國家ガ之ヲヤルノダト云フ  
コトヲ聲明サレテハドウデスカ

○岩本委員 議事進行ニ付テ發言致  
シトヨリ、國家ガ之ヲヤルノダト云フ  
タ以上ハ積極的ニ大々的ニ相當ノ經費  
ヲ投ジテ、國家ガ之ヲヤルノダト云フ  
コトヲ聲明サレテハドウデスカ

○岩本委員 議事進行ニ付テ發言致  
シトヨリ、國家ガ之ヲヤルノダト云フ  
タ以上ハ積極的ニ大々的ニ相當ノ經費  
ヲ投ジテ、國家ガ之ヲヤルノダト云フ  
コトヲ聲明サレテハドウデスカ

○八木委員長 岩本君ノ御要求ニ依リ  
マシテ、政府ニ申入レマス

○岩本委員 尚ホ之ヲ審議スルニ付キ  
マシテ、參考書類ノ御提出ヲ願ヒマス、  
第一ニハ是ハ文部省ノ關係ト思ヒマス、  
ガ、史蹟名勝天然記念物保護ニ關係致  
シマス法規ガゴザイマスガ、此法規ヲ  
ガリノハ版デ結構デアリマスカラ、御  
提出ヲ願ヒタイ、ソレカラ次ニ候補地

- ノ交通關係ヲ圖表ニシテ御提出ヲ願ヒ  
タイ、ソレカラ尙ホ參考書類ニ付テ政  
府ニ御伺致シタイノデスガ、此國立公  
園協會カラ發行シテ居ル、國立公園ト  
云フ雜誌ノ、昭和五年十一月號ニ掲載  
サレテ居リマス、第二回國立公園調查  
會總會ニ於ケル、國立公園ノ調查制度  
ニ關スル、特別委員長ノ報告要旨ト云  
フモノガ記載サレテ居リマスガ、是ハ  
此法案ヲ作ル上ニ於テ、政府ハ相當重  
要視サレテ、資料ニサレタモノデアリ  
マスカ否カヲ伺ヒマス
- 一宮政府委員 只今岩本君ヨリ、委  
員長ノ報告ヲ重要視シテ、此案ヲ作ッ  
タカドウカト云フ御質問デゴザイマス  
ガ、政府ハソレヲ最モ尊重致シマシテ、  
本案ヲ作成シタ所以デアリマス
- 青木委員 只今ノ岩本君ノ御要求ヲ  
補正致シマス、交通關係ノ圖表ト云フ  
ノハ、候補地ノ地圖ニ縣道、國道、或  
ハ汽車、電車ト云フヤウナ、現在施設  
シテアル交通機關ヲ圖表ニシテ御示シ  
テ願ヒタイ
- 赤木政府委員 只今ノ交通關係ノ圖  
表ノ件デアリマスガ、是ハ調査表ニ記  
述デハゴザイマスガ、載ッテ居リマス、  
圖ニ作ルコトハ中々困難カト思フノデ  
アリマス
- 青木委員 ソレデハ之ヲ拜見シタ上  
デ……
- 八木委員長 モウ少シ進メタイト思  
ヒマスガ、青木君御質問ヲ願ヒマス  
ガアリマスガ、内務大臣ニ對スル質問  
ニ初メタイト思ヒマスカラ、如何デ  
セウ、内務大臣御出席ノ上デ……
- 八木委員長 ドナタカ御質問ガアレ  
バ進メタイト思ヒマスガ……
- 信太委員 モウ本期モ餘ス所一箇月  
デアリマシテ、吾々ハ此短期間ニ有ス  
ル重要法案ヲ審議スルト云フコトハ、  
餘程ノ努力ヲ要スルモノト思ヒマス、  
先程岩本君竝ニ青木君カラ御意見ガア  
リマシタガ、大臣ノ出席ガナケレバ審  
議ヲ進メル譯ニ行カヌト云フコトハ、  
御無理ノナイコトデアリマス、併ナガ  
ラ大臣ト云フモノハ、サウ吾々ノ考ヘ  
ルヤウニ權威ノアルモノデハナイ、ア  
ナタ方モ數箇年經ツト、皆御歴々ノ閣  
僚ニナル方々デアリマスガ、政務官ト  
云フモノガ、其爲ニ出席ヲシテ居ルノ  
ト云フ話デアリマスガ、政務官、政府  
官ヲシテ答辯サセテハ如何デアリマス  
ニ行キマセヌ
- 八木委員長 諒解致シマシタ、大臣  
ノ出席ヲ要求シマス、萬一支障ガアリ  
マシタ場合ニハ、岩本君ノ要求ノ通り  
言明ヲサセルコトニ致シマス
- 青木委員 大臣ガ一寸出テ來テ、政  
府委員ノ言明ヲ總テ責任ヲ負フカラト  
云フヤウナ、始終安達サンノ言ハレル  
言葉デ、此委員會ヲ胡麻化サレルト云  
フコトハ、是ハ百年ノ大計デアリ、只  
今參與官モ言ハレル通リ、六十年モ七  
十年モ掛ツテ、之ヲ完成シナケレバナ  
ラスト云フ位ノ頭デ、政府モヤッテ居  
様ノ基調ヲ定メル所ノ委員會デアリマ  
スカラ、成ベク大臣ハ此委員會ヲ尊重  
シテ、出席セラル、ヤウニ御願ヲ致シ  
マス
- 八木委員長 成ベク努メテ要求致シ  
マス、ソレカラドウズ是ハ超黨派的ノ  
問題ト思ハレマスノデ、十分御審議ヲ  
願ツテ、一日モ早ク貴族院ニ送リタイ
- 岩本委員 兎ニ角此審議ヲ進メル上  
ニ於テ、大臣ニ出テ貰ヒタ伊、前ニ申  
ル、人ノ頭ガ分ラヌ、斯ウ云フ國立公  
園制度ト云フヤウナ、國策ノ根本ヲ決  
メル所ノ重大ナル委員會デアル、故ニ  
九名ノ委員會ガ十八名ノ委員會ニ變ヘ  
テハ、結局内務大臣ガ全責任ヲ負ヒ、  
内務大臣ノ腹一ツデ決マルコトダラウ  
ト思ヒマスカラ、是非大臣ノ御出席ヲ  
願ヒタ伊、併シ此席上ニ於テ此法案ノ  
審議ニ付テハ政府委員ノ答辯ヲ全部認  
メル、又指定ニ付テハ、調査委員ノ報  
業デス、之ヲ輕々大臣ノ出席ハ必要  
ナ



昭和六年二月二十八日印刷

昭和六年三月一日發行

衆議院事務局

印刷者

常磐印刷株式會社